 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare	福島労働局発表 令和8年6月24日
--	----------------------

担 当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長 二見陽子 賃金係主任 日下部駿 電話 024-536-4604
--------	---

## 福島県最低賃金の改正諮問について

福島労働局長は、福島地方最低賃金審議会に対し、福島県最低賃金（現行時間額1,033円）の改正について諮問を行う予定です。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 令和8年6月29日（月）15：00～

場所 福島第二地方合同庁舎1階共用会議室（福島市花園町5-46）

※ 会議は公開。頭撮り可。諮問書の交付時のみ写真撮影等可。

※ 福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

※ 取材に当たってのお願い

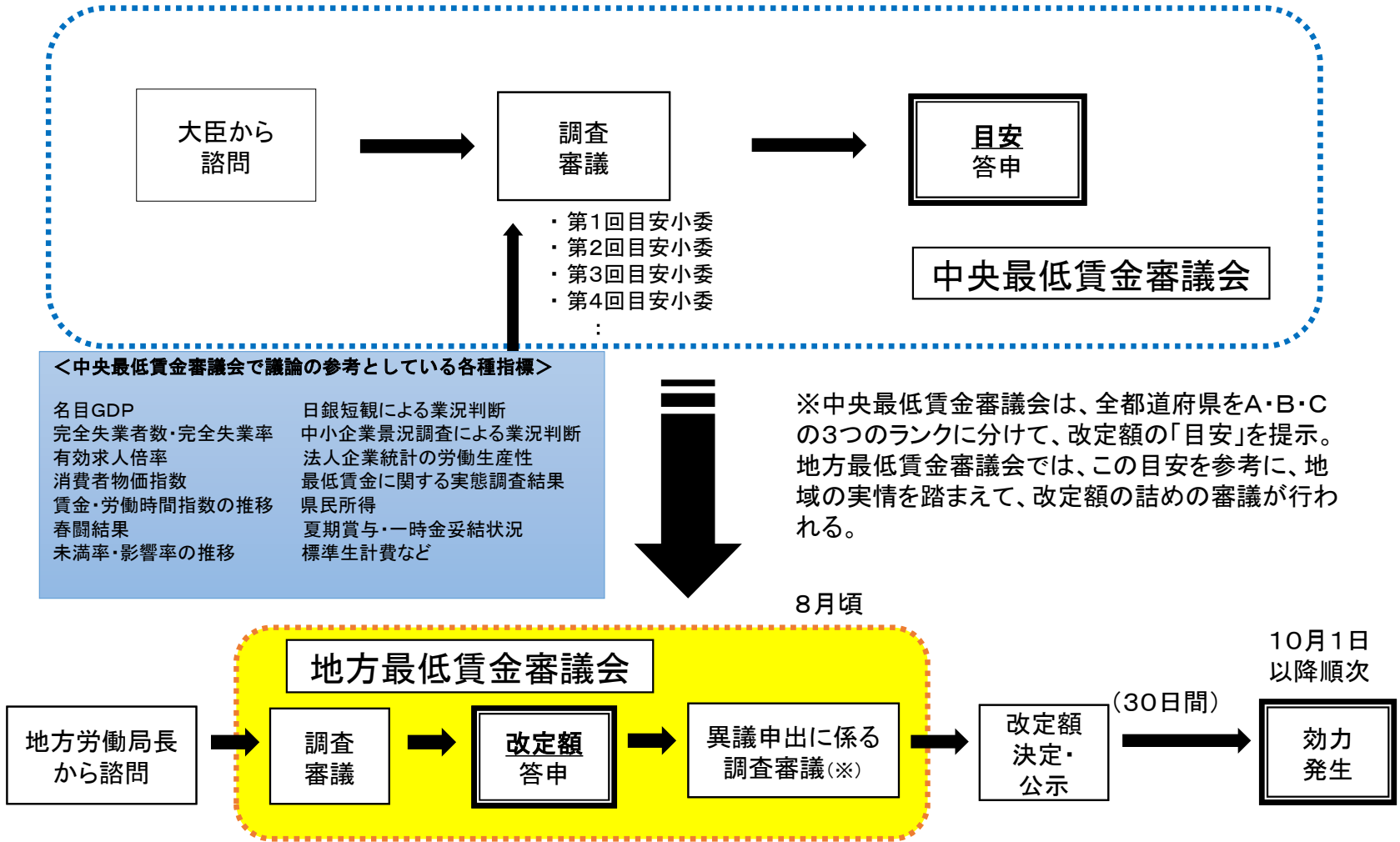
- 取材を希望される報道関係者の方は、令和8年6月29日（月）12時までに福島労働局賃金室あて、電話又はメールにてご連絡ください。その際、氏名・報道機関名・取材人数をお伝えください。

電話の場合 : 024-536-4604

メールの場合 : chinginshitsu-fukushimakuyoku@mhlw.go.jp

- 当日は、14：45までに福島第二地方合同庁舎1階ロビーにお集まりください。

# 地域別最低賃金額の改正決定の手順



(※)各地域の労使は答申があった日から15日間異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

参 考

福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 1,033 円（効力発生日 令和 8 年 1 月 1 日）です。  
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。

現行の都道府県の地域別最低賃金額は表 2 のとおりです。

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 2 8	7 2 6	2 1	3 . 0	平成 28.10.1
2 9	7 4 8	2 2	3 . 0	29.10.1
3 0	7 7 2	2 4	3 . 2	30.10.1
令和 元	7 9 8	2 6	3 . 4	令和 元.10.1
2	8 0 0	2	0 . 3	2.10.2
3	8 2 8	2 8	3 . 5	3.10.1
4	8 5 8	3 0	3 . 6	4.10.6
5	9 0 0	4 2	4 . 9	5.10.1
6	9 5 5	5 5	6 . 1	6.10.5
7	1, 0 3 3	7 8	8 . 2	8. 1.1

表 2

都道府県名	最低賃金額
北海道	1,075
青森	1,029
岩手	1,031
宮城	1,038
秋田	1,031
山形	1,032
福島	1,033
茨城	1,074
栃木	1,068
群馬	1,063
埼玉	1,141
千葉	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟	1,050
富山	1,062
石川	1,054
福井	1,053
山梨	1,052
長野	1,061
岐阜	1,065
静岡	1,097
愛知	1,140
三重	1,087
滋賀	1,080
京都	1,122
大阪	1,177
兵庫	1,116
奈良	1,051
和歌山	1,045
鳥取	1,030
島根	1,033
岡山	1,047
広島	1,085
山口	1,043
徳島	1,046
香川	1,036
愛媛	1,033
高知	1,023
福岡	1,057
佐賀	1,030
長崎	1,031
熊本	1,034
大分	1,035
宮崎	1,023
鹿児島	1,026
沖縄	1,023